

VI. 資料

1 区役所・区社協が取り組む事業（平成21年度）

(1) 区役所が取り組む事業

基本目標		21年度の取り組み（★印は新規事業）	
基本目標1 地域での「つながり」を大切にするまちづくり（つながり）	基本目標2 人材・担い手	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハートバリアフリー事業 (福祉保健課) ・ 地域ボランティア相談室設置の支援 (福祉保健課) ・ 子育て活動グループへの支援 (こども家庭支援課) ・ 中学生と赤ちゃんのふれあい体験 (こども家庭支援課) ・ ほっとホームステイ・サポート事業 (こども家庭支援課) ・ 障害者音楽交流会「フェスタみどりのわ」事業 (高齢・障害支援課) ・ 地域課題チャレンジ提案事業 (地域振興課) ・ 市民活動パワーアップ支援事業 (地域振興課) ・ 学校・地域連携支援事業 (地域振興課) 	
	基本目標3 機会・場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域活動団体交流会「オトナの一期一会」の開催 (福祉保健課) ・ シルバーフェスティバル、高齢者囲碁・将棋大会 (福祉保健課) ・ 不登校児支援対策勉強会「あすなろ檜」 (こども家庭支援課) ・ あつまれ！みどりっこまつり (こども家庭支援課) ・ プレパパ・プレママ講座（地域ケアプラザとの共催） (こども家庭支援課) ・ 保育園エコキッズ事業★ (こども家庭支援課) ・ 認知症予防・脳若返り事業（拡充） （「みんなの交流会」の開催） (高齢・障害支援課) ・ 青少年地域サポート事業 (地域振興課) ・ 子ども達の夢の緑区推進事業（拡充） (地域振興課) 	
	基本目標4 情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉保健情報発信事業 みどりひと・まちナビ (福祉保健課) ・ ふれあい・あんしん推進事業 (福祉保健課) ・ DV対策事業 (こども家庭支援課) ・ 子育て情報誌の発行 (こども家庭支援課) ・ 保育園地域応援事業（拡充） (こども家庭支援課) ・ 「高齢者とその家族を応援するガイド」の発行 (高齢・障害支援課) ・ 暮らしの衛生推進事業 (生活衛生課) 	
	基本目標5 安心・安全・健康	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康づくり月間、健康たうん・みどり (福祉保健課) ・ 健康づくり講演会の開催、みどり健康アップ事業 (福祉保健課) ・ 生活習慣改善小中学校連携事業 (福祉保健課) ・ 思いやり健康づくりの日&健診から始まる健康づくりセミナー、健康づくり講演会、緑をたっぷり召し上げ事業（拡充） (福祉保健課) ・ ママのハートバランス事業★ (こども家庭支援課) ・ はつらつ1歳児歯みがき指導 (こども家庭支援課) ・ 精神障がい者家族安心入院支援事業 (高齢・障害支援課) ・ 要援護者（高齢者・知的障がい児等）の移送活動の助成 (高齢・障害支援課) ・ 地域デイサービス事業を行う団体に対する助成 (高齢・障害支援課) ・ 認知症予防・脳若返り事業（拡充） （「脳いきいき・ウォーキング講座」の開催） (高齢・障害支援課) ・ 地域防災関係団体・ボランティアによる防災ネットワーク事業（総務課） (総務課) ・ 災害時要援護者把握支援事業（拡充） (総務課・福祉保健課) ・ 地域防犯活動の支援、防犯リーダー養成講座 (地域振興課) ・ こどもの安全支援事業 (地域振興課) 	

(2) 区社協が取り組む事業

基本目標		21年度の取り組み（★印は新規事業）
基本目標1 地域での「つながり」を大切にすまちづくり（つながり）	基本目標2 人材・担い手	<ボランティアセンター事業> ・ ボランティアセンター相談コーナー、ボランティア育成講座 ・ 地区社協単位でのボランティア相談窓口の開設（拡充） ・ ボランティアコーディネーター養成講座（拡充） <障がい児余暇支援事業> ・ 余暇支援、ボランティア講座 ・ 地域活動ホーム、地域ケアプラザとの障がい児者余暇支援事業の連携（拡充） ・ 若年層ボランティア講座（拡充） <福祉教育事業> ・ 夏休み体験学習、学校からの相談対応講師派遣 ・ 夏休み体験学習の施設体験、地域活動体験の受け入れ ・ ハートバリアフリー福祉教育のメニュー、人材確保（拡充） ・ ハートバリアフリー福祉教育の地域出張研修（拡充） <支援者育成> ・ 地域を支援するコミュニティワーカー育成研修（拡充） ・ コミュニティワーカー連携促進事業（新規）★
	基本目標3 機会・場	<地域福祉保健活動計画推進事業> ・ 地域福祉保健計画推進：地区計画ステップ事業の実施（拡充） ・ 団体交流会（大人の一期一会）フォーラムの開催 <緑区福祉活動拠点事業> ・ 研修室等貸出、管理 ・ 利用者アンケートを生かした使いやすい活動拠点の運営 ・ ご意見箱を生かした使いやすい活動拠点の運営 <子育てネットワーク事業> ・ 子育て新聞発行、子育てフェスティバル <ハーモニーまつり> ・ 福祉保健に興味をもった様々な世代の交流
	基本目標4 情報	<コミュニケーションボード大作戦事業> ・ 障がい者用コミュニケーションボードの対象者、市場の拡大、担い手の地域展開 <広報啓発事業> ・ ホームページ、タウンニュース、区社会福祉大会 ・ 社協だよりの発行 ・ 地域サポートガイドマップの作成支援 ・ 区社協と地域ケアプラザとの連携強化・情報共有（拡充）
	基本目標5 安心・安全・健康	<災害弱者支援事業> ・ 緑区災害ネットワーク参画 ・ 災害ボランティア育成 ・ 障がい者防災マニュアル・防災用バンダナの普及（新規）★ <送迎サービス事業> ・ 送迎ニーズへ送迎車両3台で対応、運転ボランティア講習会 ・ 知的障がい児送迎の送迎支援体制の充実 ・ 肢体障がい児送迎の利用者拡大 <あんしんセンター事業> ・ 権利擁護相談業務、財産保全、金銭預かりサービス ・ 地域ケアプラザ、福祉機関との事例検討、ケースカンファレンス事業（拡充） <生活福祉資金事業> ・ 生活福祉資金の長期滞納者を減らすための指導強化

2 緑区地域福祉保健計画・緑区地域福祉活動計画「みどりのわ・ささえ愛プラン」推進委員会規約

(目的)

第1条 この規約は、緑区地域福祉保健計画・緑区地域福祉活動計画「みどりのわ・ささえ愛プラン」(以下、「計画」という。)の推進を目的に設置する緑区地域福祉保健計画・地域福祉活動計画「みどりのわ・ささえ愛プラン」推進委員会(「みどりのわ・ささえ愛プラン推進委員会」と呼称し、以下「推進委員会」という。)に必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、緑区地域福祉保健推進会議の専門部会として、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 計画の進行管理と評価に関する事
- (2) 計画実践の支援に関する事
- (3) その他計画推進に関する事

(組織)

第3条 推進委員会は25人以内をもって組織する

2 委員は、学識経験者、福祉保健活動団体・事業者からの代表及び一般区民の中から区長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が任期の途中で交代した場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進委員会には委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選によって定める。また副委員長は委員長の指名によって定める。

2 委員長は、推進委員会を代表し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進委員会は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、第1回推進委員会は区長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席により成立する。

(分科会)

第7条 推進委員会は、具体的な計画の推進や課題の検討などを行うため、分科会を設置することができる。

(守秘義務)

第8条 推進委員会委員及び分科会委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 推進委員会にかかる庶務は、緑区役所福祉保健課及び緑区社会福祉協議会において処理する。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、推進委員会に関し必要な事項は、委員長が推進委員会に諮って定める。